第９号様式の７（第９条関係）

屋外広告物（掲出物件）自己点検結果報告書

年　　月　　日

鈴鹿市長　宛て

報告者　住所

氏名

（法人にあつては商号又は名称及び代表者氏名）

次のとおり三重県屋外広告物条例第 11 条の規定により報告します。

1　屋外広告物の概要

（1）　既許可番号等	
（2）　表示（設置）場所	
（3）　設置年月日	
（4）　点検　　日	年　　月　　日

2　点検結果

点検箇所	点検項目	判定結果（注 1）	①　判定理由	
			②　改善の内容、その他備考	③　改善年月
基礎部・上部構造	1　上部構造全体の傾斜、ぐらつき	A・B・C 該当なし		
				年　月
	2　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき	A・B・C 該当なし		
				年　月
	3　鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	A・B・C 該当なし		
				年　月
支持部	1　鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	A・B・C 該当なし		
				年　月
	2　鉄骨接続部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	A・B・C 該当なし		
				年　月
取付部	1　アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	A・B・C 該当なし		
				年　月
	2　溶接部の劣化、コーキングの劣化等	A・B・C 該当なし		
				年　月
	3　取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	A・B・C 該当なし		
				年　月
広告板・文字	1　表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	A・B・C 該当なし		
				年　月
	2　側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	A・B・C 該当なし		
				年　月

	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	A・B・C 該当なし		
				年　月
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	A・B・C 該当なし		
				年　月
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	A・B・C 該当なし		
				年　月
	3 周辺機器の劣化、破損	A・B・C 該当なし		
				年　月
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	A・B・C 該当なし		
				年　月
	2 避雷針の腐食、損傷	A・B・C 該当なし		
				年　月
	3 その他点検した事項 （　　）	A・B・C 該当なし		
				年　月

注1：判定結果　　A：異常なし。

B：多少の劣化は見受けられるが補修等の手直しや修繕を要するほどの異常はない。

C：安全又は良好な景観ではない。補修、修繕、建替え等の是正が必要である。

判定結果は、点検時を基準として、点検結果に基づいて判定した結果を記入してください。

注 2：本様式は、原則として申請1件につき1部使用します。広告物等の個数が多く点検結果を記載出来ない場合は、内訳を作成してください。

3　点検者等（表示面積1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物等の場合のみ記載）

（1）　氏　　名	
（2）　住所及び電話番号	
（3）　資　　格	□屋外広告士　□建築士　□電気工事士　□電気主任技術者　□職業訓練指導員又は技能検定合格者（帆布製品製造又は広告美術）　□特定建築物調査員 □点検技能講習終了者　□その他（　　）
（4）　広告物等の種類	□広告板　□広告塔　□屋上広告　□サイン・ポール □その他（　　）

備考1　この報告書は、表示面積が1平方メートル以上の広告物等について、屋外広告物許可申請書又は屋外広告物継続許可申請書に添えて提出してください。ただし、新たに設置された掲出物件、表示面積が 1 平方メートル未満の広告物又は建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告を行った建築物に設置された広告物等は除きます（定期報告を行ったものについては、定期報告書の写しを提出してください。）。

2　□には、該当するものにレ印を記入してください。

3　点検後（補修等の是正をした場合は是正後）の広告物等の写真（申請の日前2月以内に撮影した写真で、広告物等の安全性等を確認できるもの）を添えて提出してください。

4　表示面積が1平方メートル以上で、かつ、高さ4メートルを超える広告物等は、点検者の資格を証明する書類の写しを添えて提出してください。